

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における伊丹市 移住支援金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は，市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため，予算の範囲内において，伊丹市総合計画に基づく転入促進事業として行う移住支援金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号），山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号），離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号），半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10% 以上の市町村をいう。
- (3) 移住者 本市に転入をした者（その者が外国籍を有する者である場合は，日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者，出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に掲げる永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であって，第 5 条の規定による申請をした日から 5 年以上，継続して本市に居住する意思を有し，かつ，次に掲げる要件をすべて満たす者をいう。ただし，東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住所を有し，かつ，東京 23 区の区域内の大学等へ通学し，東京 23 区の区域内の企業等へ就職した者につい

ては，当該通学期間を次のア及びイに定める期間に加えることができる。

ア 本市に転入をした日前 10 年以内に通算して 5 年以上の期間，東京 23 区の区域内に住所を有し又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住所を有し，雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区の区域へ通勤をしていたこと。

イ 本市に転入をした日の前日において，連続して 1 年以上の期間，東京 23 区の区域内に住所を有し又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住所を有し，雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区の区域へ通勤をしていたこと。ただし，東京 23 区の区域内への通勤の期間については，本市に転入をする日の 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。

ウ 申請者は，過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし，移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が，5 年以上経過し，18 歳以上となり，兵庫県及び本市が認める場合を除く。

(4) 就業要件 就業に関し次に掲げる要件のうちア～キをすべて満たすものをいう。ただし，内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合は，次のエ～クに掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 雇用された企業等が，兵庫県が行うマッチング支援事業により開設したマッチングサイトにおいて，兵庫県が移住支援金の対象として掲載している求人であること。

イ アの企業等の代表者，取締役その他の経営を担う職務を務める者が就業者の 3 親等以内の親族でないこと。

ウ アの企業等の求人情報がアのマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以後に当該企業等に応募し，雇い入れられたこと。

エ 業務に従事する企業等が兵庫県内に存すること。

オ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し，第 5 条の規定による申請をした日において在職していること。

カ 第 5 条の規定による申請をした日から 5 年以上，雇用された企業等に継続して勤務する意思を有していること。

キ 雇用された企業等に勤務することとなった理由が，転勤，出向，出張，研修その他勤務地の変更によるものではなく，新規の雇用によるものであること。

ク 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。

(5) テレワーク要件 次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 所属先の企業等からの命令ではなく，自己の意思により本市に転入をした場合であって，本市を生活の本拠とし，所属先の企業等での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則，恒常的に通勤しない）こととし，かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で，所属先の企業等から当該移住者に対して資金提供されていないこと。

(6) 起業要件 第 5 条の規定による申請をした日前 1 年以内に兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領第 6 に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(7) 関係人口に関する要件 次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 申請日時点で農業委員会，森林組合，漁業協同組合等に登録され，農林水産業に就業すること。

イ アの就業先の代表者，取締役その他の経営を担う職務を務める者が就業者の 3 親等以内の親族でないこと。

ウ 本市へ転入した時点で，18 歳以上 45 歳未満であるこ

と。ただし,市長が認める場合には,65歳未満で条件を満たすこと。

エ 申請日時点で,直近5年以内に本市にふるさと納税をしていること。

(移住支援金の交付)

第3条 市長は,移住者が就業要件を満たす就職,テレワーク要件を満たす業務,起業要件を満たす事業の起業又は関係人口の要件を満たす就業をしたときは,当該移住者に対し,予算の範囲内において,次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の移住支援金を交付する。

(1) 移住者が転入前に属していた世帯の他の世帯員とともに本市に転入をし,引き続き同一の世帯に属する場合 100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は,18歳未満の者1人につき30万円を加算する)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 60万円

2 移住者が属する世帯の世帯員が2人以上である場合は,当該世帯の世帯員は次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 本市に転入をした日の前日において,同一の世帯に属していること。

(2) 第5条の規定による申請をした日において,同一の世帯に属していること。

(暴力団の排除)

第4条 移住者及び当該移住者と同一の世帯に属する者は,伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は,本市に転入をした日以後1年を経過する日までの間に,移住支援金交付申請書(様式第1号)に次の表に掲げる書類を添えて,市長に提出しなければならない。ただし,各年度における

申請の受付期間は，４月１日から２月末日までとする。

区 分	添 付 書 類
全 員 共 通	(1) 写真付き身分証明書の写し (2) 転入後の住民票の写し（２人以上の世帯にあつては，世帯全員分のもの） (3) 転入をした日の前日において居住していた市町村の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（２人以上の世帯にあつては，世帯全員分のもの） (4) 伊丹市暴力団排除条例に係る誓約書 (5) 振込先の証明書類（通帳の写し等） (6) 東京 23 区以外の東京圏にお住いの場合のみ，雇用保険の被保険者証
就 業	(1) 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等（勤務地，在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）又は開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書 (2) 移住先における就業先の就業証明書（様式第 2－1 号）
テレワーク	(1) 所属先の企業等の就業証明書（様式第 2－2 号）又は開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書

起 業	(1) 東京 2 3 区で勤務していた企業等の就業証明書等（勤務地，在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類） (2) 兵庫県が実施するふるさと起業・移転促進事業（東京 2 3 区枠）に係る交付決定通知書の写し
関係人口	(1) 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等（勤務地，在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）又は開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書 (2) 農業委員会，森林組合，漁業協同組合等が発行する就業証明書類 (3) 寄付金控除に関する証明書等，本市に申請者本人がふるさと納税を行ったことを証明できる書類
東京 2 3 区 通学者	各要件の添付書類のほか，卒業証明書等（在学期間，卒業校等を確認できる書類）

（交付決定の通知）

第 6 条 市長は，前条の申請があったときは，その内容を審査し，移住支援金を交付することが適当と認めるときは，速やかに移住支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により，当該申請者に通知する。審査の結果，移住支援金の交付を不適当と認める場合又は，予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も，その旨を同様に申請者に通知する。

（交付の請求）

第 7 条 前条の交付決定を受けた者は、移住支援金交付請求書（様式第 4 号）により、市長に移住支援金の請求を行うものとする。

（支援金の交付）

第 8 条 市長は、前条の請求を行った者に対して、3 か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第 9 条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第 5 号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第 10 条 市長は、前条に規定する再交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第 6 号）により、当該申請者に通知する。

（報告及び立入調査）

第 11 条 兵庫県及び市長は、この要綱に基づく事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（居住・就業状況等の確認）

第 12 条 市長は、次条第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる場合に関する事実等を確認するため、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳上での居住確認を行うこと、また、所属先の企業等に就業確認を行うことができる。

農林水産業への就業の場合は、申請者の同意を得た上で、本市へのふるさと納税の実施状況確認を行うことができる。

（交付決定の取り消し）

第 13 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 6 条の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出をした場合
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出をした場合
- (6) 第4条の規定に違反した場合
(返還請求)

第14条 前条の規定により交付決定を取り消した場合は、交付を受けた移住支援金の全額（同条第5号に該当する場合は半額）の返還を請求する。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。また、同条第2号及び第5号の場合において、本市から県内の他の事業実施市町へ転出をした場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日以降に本市に転入をした移住者について適用する。

付 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊丹市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入した移住者について適用し、同日前に本市に転入をした移住者については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の伊丹市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入した移住者について適用し、同日前に本市に転入をした移住者については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の伊丹市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入した移住者について適用し、同日前に本市に転入をした移住者については、なお従前の例による。